

守 監 発 第 20 号
平成30年10月31日

守谷市長 松 丸 修 久 様

守谷市監査委員 田向 節三



守谷市監査委員 川名 敏子



平成30年度財政援助団体等監査報告書の提出について

地方自治法（昭和22年法律67号）第199条第1項及び第7項の規定に基づき平成30年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり「監査結果に関する報告書」を提出します。

平成 30 年度

財政援助団体等

監査報告書

守谷市監査委員

平成30年度財政援助団体等監査報告書

1 監査執行者

代表監査委員 田 向 節 三
監 査 委 員 川 名 敏 子

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定に基づく監査

3 監査の実施日

平成30年10月18日（木）

4 監査の実施団体

(1) 補助金等交付団体

対 象 団 体	所 管 課
守谷市商工会	生活経済部経済課

(2) 指定管理者

対 象 団 体 (対象施設)	所 管 課
社会福祉法人 日本キングス・ガーデン (守谷市障がい者福祉センター)	保健福祉部社会福祉課

5 監査の範囲

(1) 補助金等交付団体

平成29年度に交付した補助金等の出納及び関係事務の執行及び平成30年度の事業概要

(2) 指定管理者

平成29年度に執行された公の施設の管理に係る出納その他事務の執行及び30年度の事業概要

6 監査の方法

補助金等交付団体及び指定管理者から提出された資料並びに所管課から提出された資料に基づき、当該事務事業及び会計経理事務が適正に執行されているか否かについて、担当課、団体代表者から事業の内容等についての説明を聴取した。

7 監査結果

各団体の監査結果については、次のとおりである。

(1) 守谷市商工会

守谷市商工会の補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

(2) 守谷市障がい者福祉センター

守谷市障がい者福祉センターの指定管理業務については、協定書に基づき適正に処理されるとともに、地域との関わり合いについても友好的に行われているものと認められた。

内容は以下のとおりである。

(1) 守谷市商工会

(所管課 経済課)

① 事業概要

商工会は、商工会法に基づき、地域内商工業者の経営の改善に関する相談とその指導、地域内経済振興を図るための諸活動及び社会一般の福祉の増進に資することを目的として設立されている。守谷市商工会は、市内の小規模事業者の経営安定と技術改善のための事業を行っている。

② 組織

守谷市商工会は、事務所を茨城県守谷市本町19番地の1に置き、会長をはじめとする理事等の役員30人、会員854人、事務局職員9人で活動している。

③ 市補助金交付概要

市は、市内の事業者に対して適切な経営指導を行うなど、中小企業者の育成と振興に大きな役割を果たしている守谷市商工会の経営改善普及事業費（県補助金を差し引いた額の1/2以内）及び地域総合振興事業費（補助対象事業費の1/2以内）の一部を補助している。

④ 市補助金交付根拠及び交付決定額（平成29年度）

市は、守谷市商工会補助金交付要綱及び守谷市補助金等交付規則に基づき、補助金交付額750万円（経営改善普及事業費補助700万円及び地域総合振興事業費補助50万円）を決定し、同額を支出している。

⑤ 監査結果

市補助金の出納及びその他の事務の執行は、適正であると認められた。

当該団体の会員数については、入・退会があるものの、微増となっている。また、商工まつり（きらめき守谷夢彩都フェスタ）についても相変わらず好評である。また、地域おこしグルメ（将門がぶりメンチ）や「灼熱の雪合戦」などの評判も上昇していることから、グルメやイベントを通して、今後も地域経済の発展に繋げて欲しい。

また、今後も商工業者の支援のための自治金融の利用を促進するなど市内の商工業者をさらに応援し、相談及び指導を総合的に、また、積極的に行うなど、地域に密着した商工業の更なる振興に努力されたい。

組織については、個人企業会員422人、法人企業会員432人、合計854人となっている。今後、補助金に頼らない事業運営を進めるため、組織のスリム化を推進していく必要があると思われる。

また、商工会館が老朽化している。今後、改築を含めた検討及び予算措置が必要と思われることから、会員の負担を最小限にするなど遺漏のないようお願いしたい。

(2) 社会福祉法人 日本キングスガーデン

(守谷市障がい者福祉センター)

(所管課 社会福祉課)

① 社会福祉法人日本キングスガーデンの概要

社会福祉法人日本キングスガーデンは、昭和55年に設立され、常総市を中心に、軽費老人ホールの運営、特別養護老人ホームの運営及び各種在宅支援事業等の地域に密着した事業を展開している。また、指定管理者として、常総広域市町村圏事務組合が設置する障がい者支援施設（常総ふれあいの杜）及び守谷市が設置する守谷市障がい者福祉センター（ひこうせん）の管理運営を行っている。

② 守谷市障がい者福祉センターの状況

守谷市障がい者福祉センターは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型）及び相談支援並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援（放課後等デイサービス）及び障害児相談支援を行っている。

生活介護の活動は、主に身辺や食事の介助が必要な方に対して、散歩など体を動かす活動及びペットボトル回収などの工賃で外出・外食など日中活動の支援を行っている。

就労継続支援B型は、主に就労が困難な方に対し、就労訓練及び就労機会の提供を行っている。

放課後等デイサービスは、以前「日中一時支援」として児童支援を実施してきたが、児童福祉法の改正により平成25年4月から「放課後デイサービス」に移行した。主に障がい児の放課後及び長期休業中の支援としての安全な居場所の確保を図っている。

各相談支援は、多様な障がい者・児の相談に応ずるとともに、地域での自立生活の確保及び継続のための支援を実施している。

③ 指定管理者制度の導入目的

本施設の管理運営について、多様化する市民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、民間事業者等の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と安心・安全な利用、経費の削減等を図ることを目的に、指定管理者制度を導入したものである。

④ 収支決算状況（平成29年度）

（単位：円）

収 入		支 出	
利用料	3,234,345	人件費	91,711,760
指定管理料	18,500,000	事務費	9,904,039
雑収入・その他	101,936,180	事業費	19,278,865
収入合計	123,670,525	支出合計	120,894,664

⑤ 監査結果

指定管理業務は協定書に沿って適切に管理され、指定管理料の出納その他の事務の執行は適正であると認められた。

平成29年度のセンター職員32人体制で、生活介護21人（延べ3,314人）、就労継続支援B型15人（延べ2,617人）、放課後等ディサービス31人（延べ2,632人）に対しサービスを提供するなど、センターの有効利用が図られている。

また、工賃についても向上しており、平成29年度は平均16,189円であり、県平均の13,198円を大きく上回った状況である。

今後も、施設の安全管理を徹底し、利用者が安心して利用できるように努めるとともに、利用者の障がいの特性に配慮しつつ、社会参加の道が開かれるよう努力されたい。

問題点として、施設の老朽化に伴う修繕費の増が見込まれる。大規模修繕については、市が負担するなど費用配分等について十分協議がされると思われるが、工事期間中の入所者等の安全には十分配慮するとともに、事業の遂行に支障をきたさないよう注意されたい。